

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します。

補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取組例
生産性向上 (高付加価値化・効率化)	<ul style="list-style-type: none">デジタル技術等を活用した業務改善の取組生産の効率化等のための取組新商品開発や販路開拓等の売上向上につながる取組

申請方法等

- ①申請に必要な書類は、佐賀県産業イノベーションセンターのHPからダウンロードしてください。
(<https://infosaga.or.jp/hanrokakudai/10320.html>)
- ②詳細は「交付要綱」等をご確認の上、申請してください。
- ③事業計画を認定経営革新等支援機関と策定し、郵便物が追跡できる方法（簡易書留、宅配便など）で提出してください。
- ④提出期間終了後、申請書や関係書類の内容を審査し、採択又は不採択の結果を事務局から通知します。

センターHP



【提出期間】

第一次募集：令和6年3月15日（金曜日）～4月30日（火曜日）

第二次募集：令和6年5月13日（月曜日）～6月14日（金曜日）

※令和6年2月16日以降に発生した経費から申請を受け付けます。

※第一次募集において、補助金の交付決定額の総額が予算上限に達した場合には、第二次募集は実施しません。

事業の実施期限

事業実施期間は、交付決定の日から次に掲げる日までです。

第一次募集分：令和6年10月31日 第二次募集分：令和6年11月30日

※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合には、要綱で定める申出書の提出により、約1か月間の期限延長が認められます。

お問い合わせ先及び申請書提出先

■佐賀県産業イノベーションセンター

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金事務局

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

☎0952-37-1688（貸金UP支援枠）

☎0952-37-7871（単身事業者支援枠）

（平日9時から16時30分まで。12時から13時を除く。）

補助制度の概要

項目	賃金UP支援枠	単身事業者支援枠
対象者	佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。 ①農林漁業者※ ②医療福祉業者※ ③常時使用する職員がいないCSO ※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）	
従業員	常時使用する従業員が1名以上いる	常時使用する従業員がいない
要件	事業場内最低賃金を、令和5年1月1日から令和6年9月30日までの間に、3%以上引き上げていること、若しくは引き上げる予定であること ※引き上げ後の事業場内最低賃金は、佐賀県の地域別最低賃金（900円）を上回ること（900円+α）。	以下のいずれかに該当する者。 ①令和5年1月～令和6年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年1月～令和4年12月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること ②令和5年1月～令和6年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※6が令和2年1月～令和4年12月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること ※令和4年11月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。
補助金額	補助対象経費（税別）× 補助率 （千円未満切り捨て）	
補助率	3分の2以内。 ただし、伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内。	
補助金の上下限額	①小規模事業者（個人） 1事業場に付き15万円～60万円 ②小規模事業者（法人） 1事業場に付き30万円～120万円 ③中小事業者 1事業場に付き50万円～200万円	①個人 15万円～60万円 ②法人 30万円～120万円

※上記は概要となりますので、詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。